

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成23年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ
(クレディ・アグリコル証券会社 東京支店)

目 次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	3
1. 商号	3
2. 登録年月日（登録番号）	3
3. 沿革及び経営の組織（別紙1）	3
4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	4
5. 役員 の氏名又は名称	4
6. 政令で定める使用人の氏名	4
7. 業務の種別	5
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	5
9. 他にしている事業の種類	6
10. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	6
11. 指定紛争解決機関の商号又は名称	6
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	6
13. 加入する投資者保護基金の名称	6
II. 業務の状況に関する事項	7
1. 当期の業務の概要	7
2. 業務の状況を示す指標	8
III. 財産の状況に関する事項	11
1. 経理の状況（別紙2～4）	11
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	11
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	11
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	12
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	12
IV. 管理の状況	12
1. 内部管理の状況の概要	12
2. 分別管理の状況（別紙5）	14
V. 連結子会社等の状況に関する事項	16
1. 企業集団の構成（別紙6）	16
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等	16
別紙1	組織図
別紙2	貸借対照表
別紙3	損益計算書
別紙4	利益処分計算書(又は損失処理計算書)
別紙5	分別保管に関する規則
別紙6	グループ会社組織図

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ

2. 登録年月日（登録番号）

平成19年9月30日（関東財務局長（金商）第214号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社（東京支店）の沿革

年 月	沿 革
昭和62年 7月	証券業免許取得
昭和62年12月	東京都港区西新橋二丁目8番6号にて東京支店営業開始
昭和63年 4月	国債引受シ団加入
昭和63年10月	常任代理人兼業承認取得
平成 2年 2月	本店商号をクレディ・リヨネ・フィナンツ・アーゲー・チューリッヒ（証券）よりクレディ・リヨネ・セキュリティーズ（スイス）アーゲー（証券）へ変更
平成 2年11月	東京証券取引所正会員加入
平成 3年 8月	大阪証券取引所特別会員加入
平成 7年10月	東京支店住所を千代田区内幸町二丁目二番三号へ移転
平成10年 6月	本店商号をクレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー（証券）へ変更
平成10年 9月	大阪証券取引所正会員加入
平成13年 5月	東京金融先物取引所（清算会員）加入
平成15年 3月	クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー（旧本店）からクレディ・リヨネ・キャピタル・マーケット・アジア・ビー・ヴィ（新本店）へ営業譲渡が行われたことに伴い、クレディ・リヨネ証券会社東京支店は新本店の東京支店として営業を開始。
平成16年 3月	クレディ・アグリコル・グループとクレディ・リヨネ・グループの経営統合の一環として、日本における証券業務につき、クレディ・アグリコル・インドスエズ証券会社東京支店の株式派生商品部、金融法人営業部及び特別債権投資運用部における営業の全部の譲渡を受けることについて決議。
平成16年 5月	クレディ・アグリコル・グループとクレディ・リヨネ・グループの経営統合の一環として、日本における証券業務につき、クレディ・アグリコル・インドスエズ証券会社 東京支店の株式派生商品部、金融法人営業部及び特別債権投資運用部における営業の全部の譲渡を受け、商号をカリヨン・キャピタル・マーケット・アジア・ビー・ヴィに変更すると共に、支店の名称をカリヨン証券会社 東京支店に変更。

年 月	沿 革
平成16年11月	クレディ・アグリコル・インドスエズ証券会社 東京支店よりの営業譲受に伴い、千代田区内幸町より港区東新橋の現在地へオフィスを移転。
平成16年11月	更なる証券業務統合の為、クレディ・アグリコル・インドスエズ証券会社 東京支店先物商品営業部、先物商品業務部及び欧州株式部に関する業務を譲り受ける。
平成16年12月	(株)ジャスダック証券取引所加入
平成17年9月	金融先物取引業登録
平成19年9月	金融商品取引業者登録
平成20年5月	先物商品営業部門をニューエッジ・ジャパン証券株式会社に営業譲渡
平成22年2月	パリ本店の商号変更に伴い、商号をクレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィに変更すると共に、支店の名称をクレディ・アグリコル証券会社 東京支店に変更。

(2) 経営の組織

添付組織図（平成23年5月20日付）を御参照ください。（別紙1）

4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. カリヨン・キャピタル・マーケット・インターナショナル Calyon Capital Markets International	9000万株	100%
計 1名	9000万株	100%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無
取締役	セシル・デヴォー Cecile Devaud	有
取締役	ヨハイ・ジャック・ヴァン・ベルゲン Jochai Jacque van Bergen	有
取締役	ハイツェ・デ・フリース Haitze de Vries	有
取締役	ザビエル・ルマルカン Xavier Lemarquand	有
日本における代表者	フレデリック・トルショー Frederic Truchot	無

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地

位にある者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
ロバート トゥールスラー Robert Trouslard	管理統括本部長/COO
内藤治彦	コンプライアンス部長

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業

① 第一種金融商品取引業（法第 28 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号イ、ロ、ハに掲げる業務）

② 第二種金融商品取引業

③ 有価証券等管理業務

(2) 金融商品取引業付随業務（法第 35 条第 1 項）

① 有価証券の貸借業務

② 信用取引に付随する金銭の貸付業務

③ 保護預かり有価証券担保貸付業務

④ 有価証券に関する顧客の代理業務

⑤ 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務

⑥ 投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る代理業務

⑦ 有価証券に関連する情報の提供又は助言

⑧ 他の金融商品取引業者等の業務の代理

⑨ 登録投資法人の資産の保管

⑩ 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談又はこれらの仲介

⑪ 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務

⑫ 通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

⑬ 譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	オランダ王国 1077ZX、アムステルダム シュトラヴィンスキラールン 3501

名 称	所 在 地
主たる支店： クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号

9. 他に行っている事業の種類

その他業務(法第35条第2項)

- ① 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として金商業等府令第67条で定めるものに係る業務（商品デリバティブ等取引）
- ② 貸金業の規制等に関する法律第2条第1項に規程する貸金業に係る金銭の貸借の媒介に係る業務
- ③ 貸出参加契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ④ 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- ⑤ 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- ⑥ 特定関係者等の業務の遂行のための業務
- ⑦ 国外の商品先物取引所における取引の媒介及び代理
- ⑧ 信託の受益権の設定の媒介、取次ぎまたは設定者の代理。 但し、信託業法第2条に規定される「信託契約代理業」及び「信託受益権販売業」に該当する業務を除く

10. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会、金融先物取引業協会

11. 指定紛争解決機関の商号又は名称

金融商品取引業 日本証券業協会又は社団法人日本金融先物取引業協会から委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(以下「FINMAC」)

貸金業 貸金業法第2条第23号に定める手続実施基本契約(以下「手続実施基本契約」という。)を日本貸金業協会と締結し、「貸金業相談・紛争解決センター」を利用する措置。

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

東京証券取引所、大阪証券取引所、東京金融取引所

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

今期の特記事項

平成 22 年 5 月 3 日付で持込資本金を 60 億円増額し、385 億円としました。
上記の増資に伴い、平成 22 年 7 月 20 日付で劣後特約付借入金（短期劣後債務）68 億円の期限前弁済を行い、弁済後の劣後特約付借入金残高は 20 億円となりました。

平成 23 年 3 月 31 日現在の自己資本規制比率は 467.7%となっております。

業績の概況

今期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間）の純営業収益は前年同月と比較して、受入手数料等では減収となったものの、トレーディングでは収益を計上し、7,835 百万円の利益を計上しました。

販売費・一般管理費は 8,563 百万円（同年同月比 94%）を計上し、営業損益は 727 百万円の営業損失を計上しました。経常損益は 699 百万円の経常損失を計上、当期純損益は 464 百万円の損失を計上しました。

1. 受入手数料

受入手数料合計は 5,862 百万円（前年同月比 93%）となりました。

商品別では、株券等が 4,021 百万円（同 87%）、受益証券 4 百万円（同 57%）、その他 1,837 百万円（同 110%）となっております。

① 委託手数料

委託手数料合計は 4,025 百万円（同 87%）となりました。内、CLSA シンガポールからの株券等の委託手数料は 3,768 百万円（同 88%）です。

② 募集・売出し・特定投資家向け勧誘等の取扱手数料

今期は募集・売出し・特定投資家向け勧誘等の取扱手数料はありません。

③ その他の受入手数料

その他の受入手数料合計は 1,837 百万円（同 110%）となりました。主には、グループからのセールスに係る手数料 1,265 百万円、及びグループ会社からの事務委託手数料 336 百万円、顧客紹介手数料 214 百万円、その他 22 百万円です。

2. トレーディング損益

有価証券に関連するトレーディング損益の内訳は、債券等 33 百万円、及びその他のトレーディング損益として、デリバティブのグローバルブックに係る収益 1,388 百万円等で合計 1,421 百万円の利益となりました。

3. 金融収支

金融収益は 3,313 百万円（前年同月比 106%）、金融費用は 2,762 百万円（同 127%）となり、金融収支は 551 百万円（同 57%）となりました。

4. 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費合計は 8,563 百万円（前年同月比 94%）となりました。内、人件費は 4,517 百万円（同 101%）、取引関係費 1,157 百万円（同 62%）、不動産関係費 1,339 百万円（同 99%）、事務費 359 百万円（87%）、租税公課 164 百万円（108%）、減価償却費 223 百万円（同 83%）、情報費 415 百万円（同 91%）、その他販売費・一般管理費 385 百万円（同 218%）となりました。

営業外収支につきましては、為替差益等、営業外収益を 37 百万円、営業外費用を 9 百万円計上しました。

特別損益については、特別利益として金融商品取引責任準備金の限度超過額の戻入 467 百万円、特別損失として、今期に資産除去債務会計基準を適用したことに伴う、過年度分の減価償却費相当額 179 百万円及び固定資産売却損 1 百万円を計上しました。

法人税等を 52 百万円計上しましたので、当期は最終的に 464 百万円の損失を計上しました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

（単位：百万円）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
持込資本金	26,500	32,500	38,500
発行済株式総数	-	-	-
営業収益	5,830	708	10,597
（受入手数料）	8,237	6,286	5,862
（（委託手数料））	6,537	4,617	4,025
（（引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料））	0	0	0
（（募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料））	151	0	0
（（その他の受入手数料））	1,549	1,668	1,837
（トレーディング損益）	△8,060	△8,706	1,421
（（株券等））	△17	△5	0
（（債券等））	822	△419	33

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
((その他))	△ 8, 8 6 5	△ 8, 2 8 1	1, 3 8 8
純営業収益	3 1 3	△ 1, 4 5 9	7, 8 3 5
経常損益	△ 1 3, 6 7 5	△ 1 0, 4 5 2	△ 6 9 9
当期純損益	△ 1 3, 5 7 7	△ 1 0, 5 8 9	△ 4 6 4

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
自 己	1 2, 0 5 0	9, 2 2 0	2 7, 5 3 1
委 託	1 0, 8 2 0, 6 2 3	6, 0 7 8, 3 1 9	5, 4 7 9, 2 1 9
計	1 0, 8 3 2, 6 7 3	6, 0 8 7, 5 3 9	5, 5 0 6, 7 5 0

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：千株、百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高	
平成 21 年 3 月期	株券	0	0	0	0	0	2,850	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊債券	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券				0	0	*47,377	0
	その他	0	0	0	0	0	7,000	0
	合 計	0	0	0	0	0	*57,227	0
平成 22 年 3 月期	株券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊債券	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券				0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0

区 分		引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高
合 計		0	0	0	0	0	0	0
平成 23 年 3 月 期	株券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊債券	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券				0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0

* 平成22年8月2日訂正

(3) その他業務の状況

当社が行っておりますその他業務の内容については、「I. 当社の概況及び組織に関する事項 9. 他に行っている事業の種類」をご覧ください。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
自己資本規制比率 (A ／B×100)	313.1%	491.2%	467.7%
固定化されていない自己資本 (A)	24,450	15,857	15,623
リスク相当額 (B)	7,807	3,228	3,340
市場リスク相当額	2,271	149	129
取引先リスク相当額	651	593	694
基礎的リスク相当額	4,885	2,486	2,517

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
使用人	304人	261人	274人
(うち外務員)	139人	116人	110人

*注) 使用人の総数には日本における代表者1名が含まれております。

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

添付書類を御参照下さい。(別紙2)

(2) 損益計算書

添付書類を御参照下さい。(別紙3)

(3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)

添付書類を御参照下さい。(別紙4)

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

(平成22年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
日本銀行	482,100
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	38,800
クレディ・アグリコル銀行 パリ本店	10,000

(平成23年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
日本銀行	536,700
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	65,557
クレディ・アグリコル銀行 パリ本店	0

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1) 株券						
(2) 債券						
(3) その他						
2. 固定資産						
(1) 株券	1,870	1,870	0	1,785	1,785	0

(2) 債券	0	0	0	0	0	0
(3) その他	0	0	0	0	0	0
合計	1,870	1,870	0	1,785	1,785	0

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

① 株式

平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末
トレーディングに係るもの以外の株式先物取引・オプション取引については、該当事項はありません。	トレーディングに係るもの以外の株式先物取引・オプション取引については、該当事項はありません。

② 債券

平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末
トレーディングに係るもの以外の債券先物取引・オプション取引については、該当事項はありません。	トレーディングに係るもの以外の債券先物取引・オプション取引については、該当事項はありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末
トレーディングに係るもの以外の有価証券店頭デリバティブ取引については、該当事項はありません。	トレーディングに係るもの以外の有価証券店頭デリバティブ取引については、該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

支店のため、会計監査人等による監査は受けておりません。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当支店の内部管理部門の体制及び業務は以下の通りです。

管理統括本部長

東京支店の以下の管理部門の統括責任者として、支店の日常業務が法令、諸規程のもとに適正に遂行されるよう支店長を補佐する責務を負う。

コンプライアンス部

- 顧客との紛争の処理に関する事項
- 役職員にかかる事故の調査及び処理に関する事項
- 監督官庁等の検査の立会に関する事項
- 業務方法書とその社内規程に関する事項
- 営業員の営業姿勢の管理及び指導に関する事項
- 営業にかかる法令、諸規則等の解明指導に関する事項
- 顧客管理の指導に関する事項
- 顧客の有価証券等その他の売買、その他の取引状況の考査に関する事項
- 引受幹事銘柄及び自主ルールにかかる銘柄の株価動向、売買状況の監視及びその異常、不適正の是正に関する事項
- 前項以外の銘柄の株式売買に関し、不適正な受注及び執行を排除するための指示、勧告に関する事項
- 内部者取引の未然防止のための情報管理、顧客管理、売買管理及び役職員のサービスに関する事項
- 外務員登録事務に関する事項
- 前項に関する主務官庁、金融商品取引所等関係機関への報告ならびに折衝に関する事項
- クレディ・アグリコル証券会社及びクレディ・アグリコル銀行の両者に係るコンプライアンス業務
- 上記に付随するその他の業務

法務部

- 社内法務相談
- 外部弁護士との折衝
- 訴訟・調停の対応
- 上記に付随するその他の業務

内部監査部

- 社内各部門に対する営業考査及び業務監査
- 内部監査部門の行う業務に関する記録・資料の保管
- 上記に付随するその他の業務

リスク管理本部

審査部、金融法人審査部、市場リスク管理部、与信管理部及びオペレーショナルリスク総合管理部、コーポレート・アナリスト部を統括

商品管理部

- 各商品の顧客向け時価評価に関する業務
- 各商品及びトランザクションの管理に関する業務
- 各商品及びトランザクションに起因するオペレーショナル・エラー及び顧客からの問い合わせ等のサポート
- 上記に付随するその他の業務

経理部（ファイナンシャル・コントロール）

- 会計・予算・税務に関する業務
- 自己資本規制比率の管理業務
- 預金勘定等の照合事務業務
- 経費の管理、支払いに関する業務
- 上記に付随する業務

コーポレート プランニング部

- 経営予算計画の策定管理業務
- 収益予想の作成及び収益性の分析業務
- 上記に付随する業務

BCP・オーガニゼーション管理部

- 業務継続計画（BCP）の実効性のチェック・管理に関する業務
- 各部署の主要業務のプロシージャの整備・見直しに関する業務
- 上記に付随する業務

FIM パーマネント・コントロール

- 債券市場グループ業務のオペレーショナルリスクを含む総合的リスク（パーマネントコントロール）管理に関する業務
- 上記に付随するその他の業務

2. 分別管理の状況

(1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成22年3月31日現在の金額	平成23年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	539	457
顧客分別金信託額	1,545	1,566
期末日現在の顧客分別金必要額	622	718

(2) 有価証券の分別管理の状況

① 保護預り等有価証券

有価証券の種類		平成 22 年 3 月 31 日現在		平成 23 年 3 月 31 日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	180,512 千株	7 千株	169,694 千株	7 千株
債券	額面金額	125,504 百万円	74,826	88,465 百万円	90,215 百万円
受益証券	口数	0 百万円	0 百万円	0 百万円	0 百万円
その他	数量	0	0	0	0

② 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		平成 22 年 3 月 31 日現在	平成 23 年 3 月 31 日現在
		数 量	数 量
株券	株数	0 千株	0 千株
債券	額面金額	0 百万円	0 百万円
受益証券	口数	0 百万口	0 百万口
その他	数量	0	0

<参考時価情報>

株券の参考時価情報

イ. 保護預り等有価証券

平成 22 年 3 月 31 日現在		平成 23 年 3 月 31 日現在	
国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
269,117 百万円	76,512 百万円	201,470 百万円	90,421 百万円

ロ. 受入保証金代用有価証券

平成 22 年 3 月 31 日現在	平成 23 年 3 月 31 日現在
金 額	金 額
0 百万円	0 百万円

③ 管理の状況

保管場所、保管方法については添付分別保管に関する規則をご参照ください。(別紙 5)

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

平成 23 年 3 月末

区分管理の対象となる残高はありませんでした。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

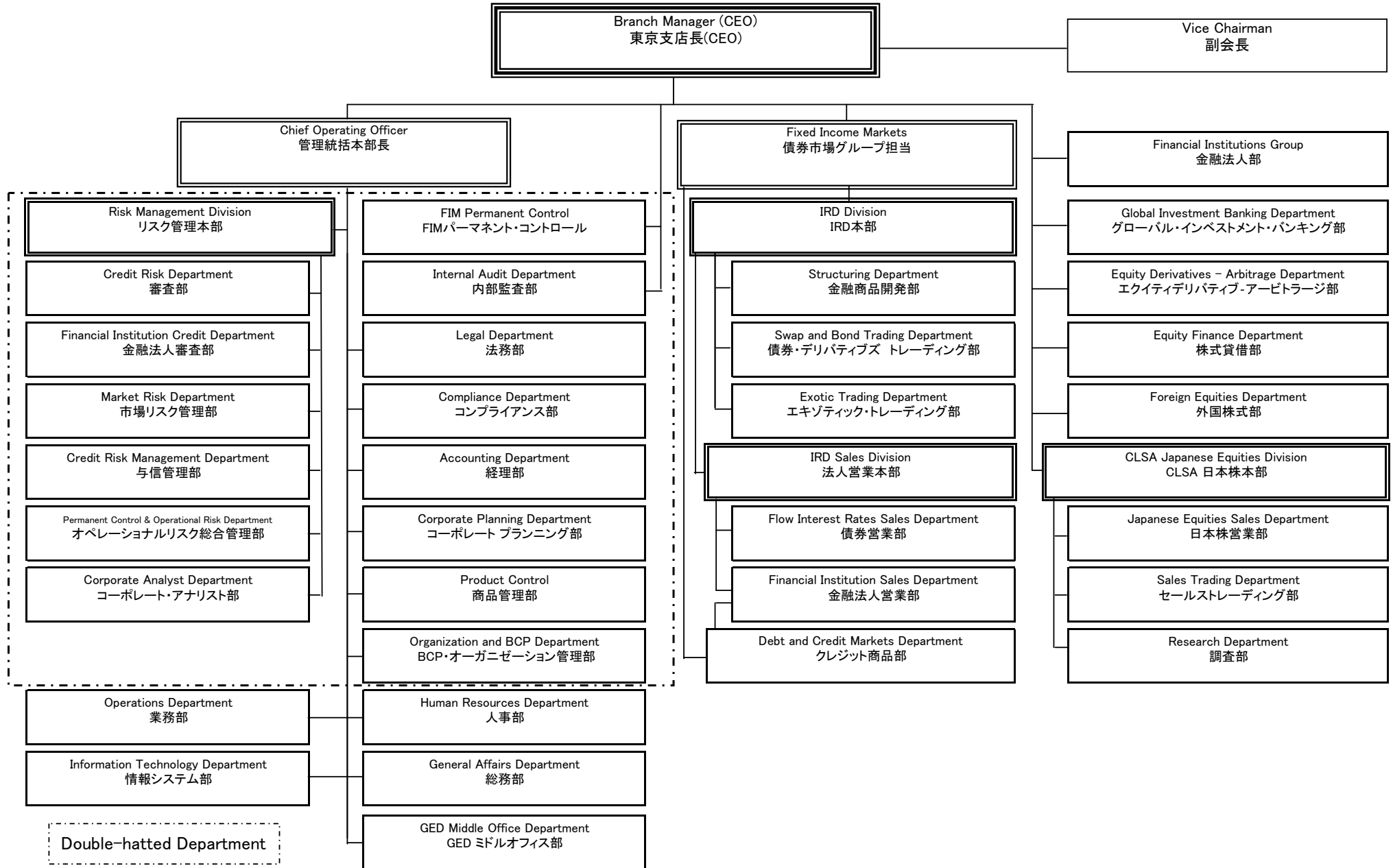
1. 企業集団の構成

添付グループ会社組織図を御参照ください。(別紙6)

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等 子会社等に関しましては該当ございません。

以 上

クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 - 組織図 (平成23年5月20日現在)
 Credit Agricole Securities, Tokyo Branch - Organization Chart (as of May 20, 2011)



(様式A)

(1) 貸 借 対 照 表

平成 23 年 3 月 31 日 現在

【単位:千円】

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 ・ 預 金	9,887,113	ト レー ディ ン グ 商 品	4,410,072
預 託 金	1,469,000	商 品 有 価 証 券 等	-
顧 客 分 別 金 信 託	1,466,000	デ リ バ ティ ブ 取 引	4,410,072
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 預 託 金	-	約 定 見 返 勘 定	-
そ の 他 の 預 託 金	3,000	信 用 取 引 負 債	-
ト レー ディ ン グ 商 品	4,410,072	信 用 取 引 借 入 金	-
商 品 有 価 証 券 等	-	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	-
デ リ バ ティ ブ 取 引	4,410,072	有 価 証 券 担 保 借 入 金	1,369,927,217
約 定 見 返 勘 定	-	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	94,545,477
信 用 取 引 資 産	-	現 先 取 引 借 入 金	1,275,381,739
信 用 取 引 貸 付 金	-	預 り 金	993,720
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	-	顧 客 か ら の 預 り 金	702,153
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	1,975,840,710	募 集 等 受 入 金	-
借 入 有 価 証 券 担 保 金	1,195,672,141	そ の 他 の 預 り 金	291,567
現 先 取 引 貸 付 金	780,168,569	受 入 保 証 金	-
立 替 金	-	発 行 日 取 引 受 入 保 証 金	-
顧 客 へ の 立 替 金	-	信 用 取 引 受 入 保 証 金	-
そ の 他 の 立 替 金	-	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	-
募 集 等 払 込 金	-	有 価 証 券 引 渡 票 受 入 金	-
短 期 差 入 保 証 金	1,626,934	そ の 他 の 受 入 保 証 金	-
発 行 日 取 引 差 入 証 拠 金	-	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	15,888
信 用 取 引 差 入 保 証 金	-	受 取 差 金 勘 定	-
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	-	短 期 借 入 金	600,257,213
有 価 証 券 引 渡 票 支 払 金	-	前 受 受 金	-
そ の 他 の 差 入 保 証 金	1,626,934	前 未 払 金	6,324
有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定	270,861	未 払 費 用	4,123,036
支 払 差 金 勘 定	-	未 払 法 人 税 等	2,789
短 期 貸 付 金	135,840	繰 延 税 金 負 債	-
前 払 金	60,826	賞 与 引 当 金	-
前 払 費 用	178,804	そ の 他 の 流 動 負 債	8,776
未 収 入 金	1,792,728	流 動 負 債 計	1,979,745,041
未 収 収 益	166,585	固 定 負 債	
繰 延 税 金 資 産	-	長 期 借 入 金	2,000,000
そ の 他 の 流 動 資 産	-	繰 延 税 金 負 債	162,930
貸 倒 引 当 金	-	退 職 給 付 引 当 金	262,119
流 動 資 産 計	1,995,839,477	そ の 他 の 固 定 負 債	316,458
固 定 資 産		固 定 負 債 計	2,741,508
有 形 固 定 資 産	650,308	引 当 金	
建 物	294,302	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	1,038,456
器 具 備 品	356,006		
土 地	-	引 当 金 計	1,038,456
		負 債 合 計	1,983,525,006
無 形 固 定 資 産	26,375	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	-	株 主 資 本	14,780,721
		資 本 本 金	38,500,000
投 資 其 他 の 資 産	2,027,056	新 株 式 申 込 証 拠 金	-
投 資 有 価 証 券	1,785,120	資 本 剰 余 金	500,000
出 資 金	-	資 本 準 備 金	-
長 期 貸 付 金	-	そ の 他 資 本 剰 余 金	500,000
長 期 差 入 保 証 金	241,936	利 益 剰 余 金	△ 24,219,278
長 期 前 払 費 用	-	利 益 準 備 金	-
繰 延 税 金 資 産	-	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 24,219,278
そ の 他	-	積 立 金	0
貸 倒 引 当 金	-	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 24,219,278
固 定 資 産 計	2,703,740	自 己 株 式	-
繰 延 資 産		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-
創 立 費	-	評 価 ・ 換 算 差 額 等	237,489
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	237,489
繰 延 資 産 計	-	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-
		土 地 再 評 価 差 額 金	-
		新 株 予 約 権	-
資 産 合 計	1,998,543,217	純 資 産 合 計	15,018,210
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,998,543,217

(2) 損 益 計 算 書

〔平成 22 年 4 月 1 日 から〕
〔平成 23 年 3 月 31 日 まで〕

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益	千円	千円
受 入 手 数 料		5,862,731
委 託 手 数 料	4,025,823	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	-	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	-	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,836,908	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		1,421,353
株 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△5	
債 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	33,062	
そ の 他 の ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	1,388,296	
金 融 収 益		3,313,364
営 業 収 益 計		10,597,449
金 融 費 用		2,762,292
金 純 販 売 取 引 費		7,835,157
一 般 管 理 費		8,563,153
引 関 係 費	1,157,617	
動 産 関 係 費	4,517,873	
不 動 産 関 係 費	1,339,782	
減 価 償 却 費	359,837	
租 税 課 金	222,844	
貸 倒 引 当 金 繰 入	164,851	
そ の 他	-	
	800,349	
営 業 損 失		△727,996
営 業 外 収 益		37,336
営 業 外 費 用		9,191
経 常 損 失		△699,850
特 別 利 益 修 正 益		
前 期 損 益 利 益 修 正 益	-	
臨 時 損 益 利 益 修 正 益	-	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	467,216	
そ の 他	-	
特 別 利 益 計		467,216
特 別 損 失 計		
有 前 期 損 益 修 正 損 失	-	
臨 時 損 益 修 正 損 失	-	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	466	
資 産 除 去 債 務 会 計 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	179,447	
そ の 他	-	
特 別 損 失 計		179,913
税 引 前 当 期 純 損 失		△412,547
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		51,954
法 人 税 等 調 整 額		0
当 期 純 損 失		△464,502

(3) 利益処分計算書

平成 23 年 3 月 31 日

科 目							金 額 (千円)		
当 任 別	期 意 途	未 積 積	処 立 立	金 金 計	分 取 取	利 崩 崩	益 額 額		
利	損 利 配 役 任 別	益 失 益 員 意 途	処 準 準 当 賞 積 積 計	金 金 金 金 金	分 備 備 与 立 立	額 金 金 金 金 金			
次	期	繰	越	利	益				

(4) 損失処理計算書

平成 23 年 3 月 31 日

科 目							金 額 (千円)		
当	期	未	処	理	損	失		△24,219,278	
損	任 別 利 資	失 意 途 益 本	処 立 立 備 備 計	金 金 金 金 金	取 取 取 取 取	崩 崩 崩 崩 崩	額 額 額 額 額	- - - -	
次	期	繰	越	損	失			△24,219,278	

クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 社内規程			
No.	2-12		
Category:	Compliance Manual & Compliance Rules		
Title:	分別保管に関する規程		
Issued Date:	平成 11 年 4 月 1 日	Last Modified Date:	平成 22 年 4 月 1 日
Approved by:	コンプライアンス部長(平成 22 年 4 月 8 日)		
Attachment:			
Cross Reference:			
Original	<input checked="" type="checkbox"/>	Translation	<input type="checkbox"/>

分別保管に関する規程

クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ

(目的)

第1条 この規程は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2及び第43条の3に規定する分別保管に関する事務処理等について必要な事項を定め、その適正化に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 当社における顧客資産の分別保管に関する事務処理等については、金商法、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）及びその関係政府令並びに当社が加入する金融商品取引業協会、投資者保護基金（以下「基金」という。）、金融商品取引所及び金融商品取引清算機関等の諸規則を遵守するとともに、この規程に定めるところにより行うものとする。

(有価証券の管理方法)

第3条 当社は、顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券（以下「顧客有価証券」という。）について、次の各号に定める方法により確実にかつ整然と管理する。

1. 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券
 - ① 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（転換社債券を含む。以下同じ。）投資証券、受益証券及び出資証券（以下「国内上場証券」という。）については、原則として、証券保管振替機構（以下「機構」という。機構から委託を受けた者を含む。以下同じ。）において、帳簿等により当社の固有資産である有価証券とその他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して保管する。ただし、顧客の申し出等により機構へ再寄託しない国内上場株券についてはだいこうビジネスにおいて、固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する。
 - ② 顧客有価証券について、顧客の指示により転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権行使（転換請求を含む。）等のため、発行会社（株主名簿管理人を含む。以下同じ。）へ提供したものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委託顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理する。
2. 国内上場外国有価証券
国内上場外国有価証券については、原則として、機構において、帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混蔵して保管する。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。
3. 振替法に基づく振替決済制度において取り扱う社債等
 - ① 国債については、振替法の規定に基づき、当社が直接参加者として日本銀行に保有する口座の中で、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分する。個別顧客の持分については当社の振替口座簿により、直ちに判別できる状態で管理する。
 - ② 社債株式等（①に規定する国債を除く。）については、三菱東京UFJ銀行が機構において当社分として区分する口座の中で、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理する。
4. 転換社債型新株予約権付社債券および3に規定する有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等
原則として、だいこう証券ビジネス(当社における内国株式現物の保管先)において保管する。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理する。

5. 証券投資信託受益証券・および非上場株式

原則として、だいきょう証券ビジネス(当社における内国株式現物の保管先)において保管する。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理する。ただし、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

6. 海外の保管機関で保管されている有価証券

海外の保管機関において、下表のとおり口座区分などの方法により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管すること。ただし、下表のとおり保管機関において顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で保管させることができない場合には、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

[海外カस्टディーの概要]

保管機関名	設立国	寄託証券の種類	口座区分の有無及び分別方法
Clearstream	ルクセンブルグ	外国株 ワラント 外国債券	口座区分—有 分別方法—口座区分により顧客資産を分別保管
CACEIS Bank Paris	フランス	外国株 ワラント 外国債券	口座区分—無 分別方法—顧客専用口座として使用し、固有有価証券等の保管には用いないことで分別保管を図る
Credit Agricole CIB Luxembourg	ルクセンブルグ	外国株 ワラント 外国債券	口座区分—無 分別方法—顧客専用口座として使用し、固有有価証券等の保管には用いないことで分別保管を図る
CACEIS Bank Luxembourg	ルクセンブルグ	外国株 外国投信 外国債券	口座区分—無 分別方法—顧客専用口座として使用し、固有有価証券等の保管には用いないことで分別保管を図る
Credit Agricole Securities (USA) Inc.	米国	外国株 外国債券	口座区分—有 分別方法—口座区分により顧客資産を分別保管

(顧客分別金の額の算定)

第4条 顧客毎の顧客分別金(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金を除く。以下この条において同じ。)の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合計額から第4号に掲げる額の合計額を差し引いて算定した額とする。ただし、第4号の額は、第1号のロと第2号のイの額の合計額を上限とする。

① 顧客勘定元帳に計上された以下に掲げる金銭

- イ 顧客勘定元帳の貸方残高(ただし、以下のロ、ハ及びニの額を除き、累積投資(一般口・財形口)の額を含む。)
- ロ 信用取引受入保証金
- ハ 先物取引受入証拠金(金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。)
- ニ 募集等受入金

- ② 転用有価証券の時価相当額
 - イ 顧客勘定元帳に計上された信用取引受入保証金代用有価証券のうち、証券金融会社（母店証券会社）以外の第三者に担保に差し入れた有価証券の時価相当額
 - ロ 日計表に計上された先物取引証拠金代用有価証券（金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託したものを除く。）のうち、担保に差し入れた有価証券の時価相当額
 - ③ その他顧客から預託を受けた金銭（①および②を除く。）
 - ④ 控除可能金額
 - イ 信用取引評価損
 - ロ 委託手数料、借入金の利子、借入有価証券の品貸料及びその他顧客が負担するもの
- 2 前項に定める顧客毎の顧客分別金の額及び顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）は日々算定すること。なお具体的手順については社内事務規定（分別保管にかかる実務取り扱い要領）に定める。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定）

第4条の2 前条の規定にもかかわらず、金商法43条の2第2項2号に掲げる金銭及び同項第3号に掲げる有価証券（同項第2号に規程する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するものに限る。以下「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に関するものに限る。）について、同項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客毎に算定（顧客毎の顧客分別金）し、その算定の対象となる当該金銭の額及び当該有価証券の時価の合計額とする。

- ① 店頭デリバティブ取引
 - ② 外国市場デリバティブ取引（外国の金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託した証拠金を除く。）
 - ③ 金商法施行令第16条の15に規定する取引
- 2 前項の金銭の額には、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができる。
- 3 第1項の規定による顧客毎の額の算定に当たっては、当社が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該対象有価証券店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。
- 4 前3項の規定により顧客毎に算定する当該顧客に返還すべき額（顧客毎の顧客分別金の額）及び顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）は日々算定すること。

（信用取引に係る分別保管）

第5条 当社の顧客から信用取引を受託した場合には、金融商品取引業に関する内閣府令第140条第1項定める特例の要件を具備するため、以下の各号に定めるところにより、顧客の建玉及び委託保証金代用有価証券を管理することとする。

- ① 当社は、証券金融会社との間で行う自己の計算に基づく信用取引に係る貸借取引（以下「自己貸借」という。）と顧客の計算に基づく信用取引に係る貸借取引（以下「委託貸借」という。）とを帳簿等により明確に区分すること。
 - ② 証券金融会社において、委託貸借に係る代用有価証券とその他の取引に係る有価証券とが明確に区分されているか確認すること。
 - ③ 証券金融会社の規程に基づき、貸借取引残高について日々値洗いするとともに、証券金融会社の規定に基づき当該貸借取引残高に係る更新差金を授受すること。
 - ④ 証券金融会社において、委託貸借に係る債務以外の債務の弁済を目的として、委託貸借に係る代用有価証券が担保処分されないよう、貸借取引契約等により当該証券金融会社と契約すること。
- 2 当社が母店金融商品取引業者として、取引所非会員又は取引所非取引参加者である金融商品取引業者（以下「取次金融商品取引業者」という。）から「有価証券の売買その他の取引等に関する契約書」（母店契約書）並びに金融商品取引所が定める「信用取引口座設定約諾書」等に基づき信用取引

の委託の取次ぎを受託する場合における具体的な管理等については、別紙「信用取引の分別保管に係る母店・取次金融商品取引業者との相互管理規定」に定めるところによる。

(金先証拠金等の管理方法)

第6条 当社は、顧客から預託を受けた金先証拠金等(金融商品取引所等へ直接預託したものを除く)について、三菱東京UFJ銀行日本橋中央支店の当座預金口座で保管するものとする。

- 2 前項の預金口座の名称は、「金融先物取引証拠金口顧客分」とする。
- 3 金先証拠金等については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるように管理するものとする。

(顧客分別金信託)

第7条 当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として、次のとおり顧客分別金信託(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。)に係る信託契約を締結する。なお、下記差替基準日が休業日の場合には前営業日に繰り上げて計算し翌週火曜日に差し替える。但し差替日の火曜日が休日の場合は翌営業日に差し替えることとする。

受託者	差替基準日	差換日	信託の種類	信託の対象
住友信託銀行	毎金曜日	毎火曜日	合同運用指定金銭信託	変動部分の預託
三菱UFJ信託	毎金曜日	毎火曜日	合同運用指定金銭信託	基本部分の預託

注：但し金融先物取引及び海外市場先物取引にかかるものを除く

- 2 前項に定める信託契約に係る受益者代理人は、内部管理統括責任者とする。ただし、当社が金商法第79条の54に規定する通知金融商品取引業者に該当したときは、基金にその旨を通知するとともに、当該基金が特に認めた場合を除き当該基金が当該信託の受益者代理人となる。
- 3 差替基準日における信託財産の元本の評価額が、第4条の規定に基づき算定した顧客分別金必要額に満たない場合は、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ当該差替日に追加して信託するものとする。
- 4 次の各号に定める額の範囲で、顧客分別金信託に係る信託契約の全部又は一部を解約することができる。
 - ① 信託財産の元本が顧客分別金必要額を超過する場合
差替基準日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額。
 - ② 募集等受入金を払込む場合
募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額。
 - ③ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合
変更しようとする信託財産の額。ただし、他の信託への変更は顧客分別金信託に切れ目が生じないように行うこと。
- 5 顧客分別金信託の運用方法等については別に定めるところによる。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託)

第7条の2 分別管理の必要が生じた場合には、当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として以下の信託銀行のいずれかにおいて顧客分別金信託(対象有価証券店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託に限る。以下この条において同じ。)に係る信託契約を締結するものとする。

受託者	信託の種類	信託の対象
三菱UFJ信託銀行	特定金銭信託	顧客分別金
住友信託銀行	特定金銭信託	顧客分別金

- 2 前項に定める信託契約に係る受益者代理人は内部統括責任者とする。ただし、当社が金融商品取引業等に関する内閣府令第141条の2第1項第4号に掲げる要件に該当したときは、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものとする(当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く)。
- 3 信託財産の元本の評価額が、第4条の2の規定に基づき算定した顧客分別金必要額に満たない場合は、満たさないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、当該不足額を第1項に定める信託銀行へ追加して信託するものとする。

- 4 次の各号に定める額の範囲で、顧客分別金信託に係る信託契約の全部又は一部を解約することができる。
 - ① 信託財産の元本が顧客分別金必要額を超過する場合
信託財産の元本評価額が顧客分別金必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額
 - ② 顧客分別金の管理を他の信託銀行へ変更する場合
変更しようとする信託財産の額。ただし、他の信託への変更は顧客分別金に切れ目が生じないように行うこと。
- 5 顧客分別金信託の運用方法等については別に定めるところによる。

(分別保管に係る内部管理体制の整備)

第8条 顧客分別金及び同必要額（以下「顧客分別金等」という。）の算定、同必要額の差替えは、業務部がこれを行うこととする。

- 2 当社は、顧客分別金等の算定に当たり、業務部において各部署等から基礎データ等を入手し、本規程のほか関係法令・諸規則に準拠し厳格な算定が行われ且つ信託契約に則り適正に顧客分別金必要額の差替えを行うことができる体制を整備することとする。
- 3 顧客有価証券の分別保管の運営及び管理は、業務部がこれを行うこととする。
- 4 当社は、コンプライアンス部において、本規程のほか関係法令・諸規則に準拠し厳格に分別保管できる体制を整備することとする。
- 5 内部監査部は、業務部が算定した顧客分別金等が適正に算定されているか、また、顧客有価証券に係る分別保管を適正に運営・管理しているか定期的に検証することとする。
- 6 業務部及びコンプライアンス部の責任者は、顧客分別金等の算定、顧客分別金必要額の差替え並びに分別保管の実施状況について、内部管理統括責任者並びに支店代表者へ定期的に報告するものとする。

(顧客分別金等の算定に係る基礎データの管理)

第9条 顧客分別金等の算定に当たり、入手した基礎データについては、業務部において適切に管理し、保存することとする。

- 2 前項に規定する基礎データの保存年限は 原取引日から10年間とする。

付 則

1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。
2. 平成10年12月1日から平成11年3月31日までは、本規程のほか関係法令・諸規則等に準じた方法により、顧客分別金等の計算及び同必要額の差替え等並びに顧客有価証券の分別保管を段階的に実施する。
3. この規程は、平成15年1月27日から施行する。(証券決済システム改革法に施行に伴う整備)
4. この規程は、平成15年3月1日から施行する。(会社名のみ変更)。
5. この規程は、平成15年4月1日から改正する。
6. この規程は、平成16年5月1日から改正する。
7. この規程は、平成16年12月1日から改正する。ただし、第3条第1項及び第5条第2項については、平成16年12月13日(ジャスダック証券取引所業務開始日)から改正する。
8. この規程は、平成18年5月1日から改正する。(証券保管振替機構の外国株券等の保管および振替決済にかかる業務開始に伴う規程の整備等による)
9. この改正は、平成19年1月4日から施行する。(投資信託振替制度の導入に伴う整備による)
10. この規定は平成19年9月30日から施行する。
11. この改正は、平成21年1月5日から施行する。(株式等振替制度の導入に伴う規定の整備等による)
12. この改正は、平成21年6月1日から施行する。(海外保管機関の名称の見直し等)
13. この改正は、平成22年2月6日から施行する。(会社名の変更および外国債券の預託先の増加また国内公社債にかかる預託方法の変更による。)
14. この改正は平成22年4月1日から施行する。

信用取引保証金代用有価証券の分別保管に係る取次証券会社と母店証券会社との相互管理に関する覚書

証券株式会社（以下「甲」という）とクレディ・アグリコル証券会社東京支店（以下「乙」という）とは「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 140 条定める信用取引保証金代用有価証券の分別保管に係る顧客分別金の額の算定の特例要件を満たすため、次のとおり合意した。

1. 信用取引の管理

- (1) 甲の信用取引口座（同業者口座）は、乙の顧客口座とし、甲の計算による信用取引口座（以下「同業者信用自己口」という。）と甲の顧客口座（以下「同業者信用顧客口」という。）を明確に区分して管理すること。
- (2) 乙が同業者口座で受託する信用建玉については、建て玉、値洗い、必要保証金額の計算・維持および手数料・税金の計算など信用取引に必要な管理は、同業者信用自己口、同業者信用顧客口それぞれにおいて毎日行うこととし、それぞれの建玉に生じた計算上の損失により、必要証拠金額の維持率を下回った場合には、証券取引所の規定に基きその額を授受すること。

2. 代用有価証券の管理

乙が甲から受け入れた代用有価証券の管理を行うにあたり次に掲げる事項を所定の方法（帳簿）により共有し、乙はこれを業務部において定期的に照合する。

(1) 甲と乙との間で共有する事項

- ①顧客番号
- ②信用建玉（銘柄、数量、約定価格、約定年月日、売建、買建の別等）
- ③信用保証金現金の額
- ④保証金代用有価証券（銘柄、数量、入出庫日等）

(2) 甲または乙は(1)に掲げる事項については、建玉帳、代用有価証券台帳等の資料を日々作成してこれを相手方に送付する（電子媒体によるデータ転送等の手順を含む）ことで定期的な照合事務を遂行する。

3. 顧客資産の保全

乙は、甲より同業者信用顧客口にての受け入れた信用取引保証金代用有価証券については、乙に開設する甲の同業者信用自己口、およびその他の顧客の債務の弁済に当てるため担保処分しない事を確認する。

4. 本覚書については、甲、乙いずれかの一方の申し出により解除することができる。

平成 年 月 日

甲 住所

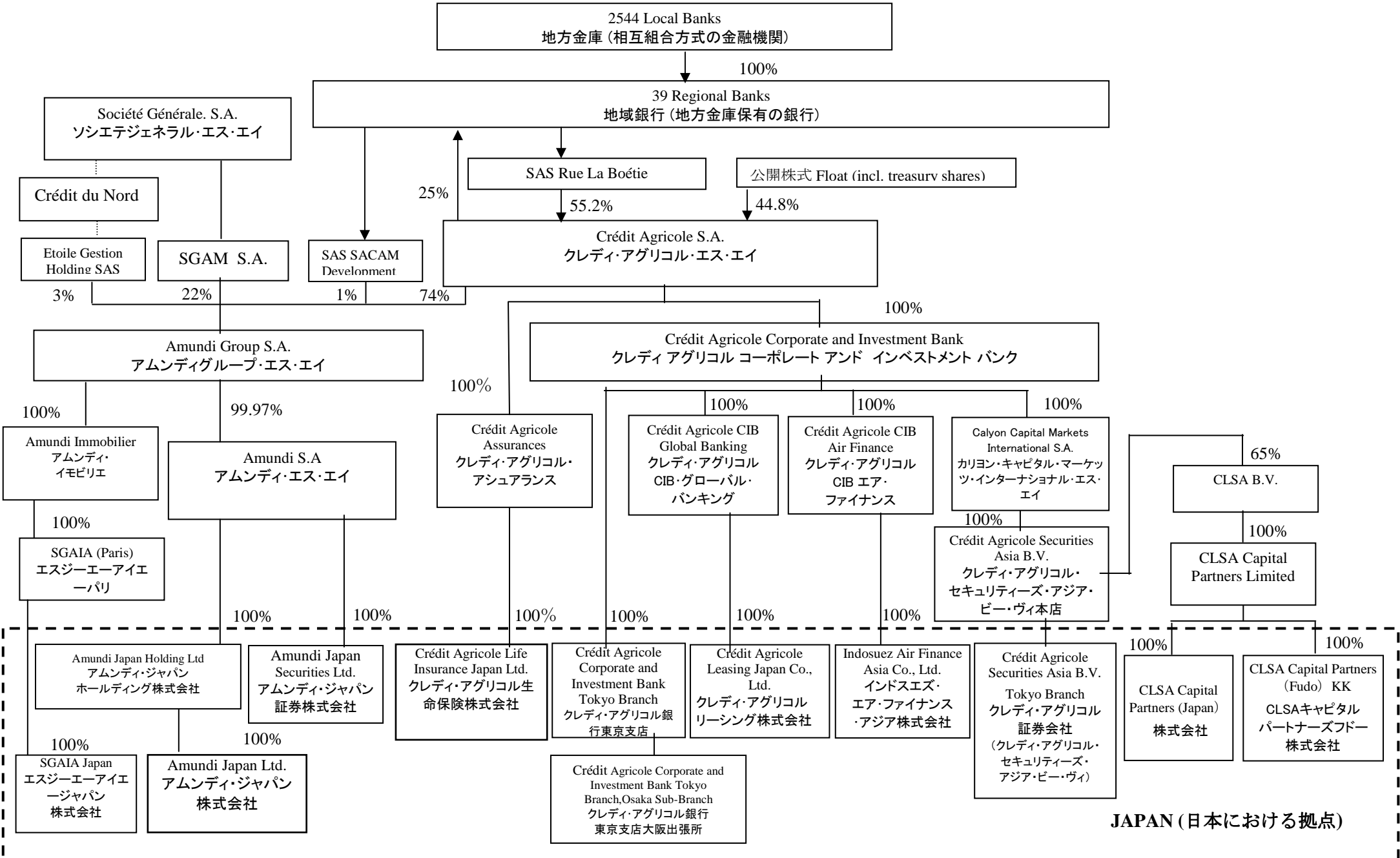
名称

乙 住所 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 2 号

名称 クレディ・アグリコル証券会社 東京支店
日本における代表者
フレデリック・トゥルショー

グループ組織図 Group Organization Chart

July 01, 2010



JAPAN (日本における拠点)